平成２７年（フ）第２０３号
北海道帯広市西24条南２丁目12番地８
債務者　南部　優子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
北海道帯広市東10条南14丁目１番地　チャーミーハイツ202
債務者　菅野　明子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
岩手県九戸郡洋野町上舘第56地割11番地４、旧住所岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第12地割65番地22
債務者　林本つかさ
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３３３号
盛岡市西松園３丁目15番６号　日野コーポ７号、前住所岩手県滝沢市砂込851番地５　リンデンバウム105号、前々住所　岩手県滝沢市野沢62番地778
債務者　東平智恵子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１７９号
群馬県安中市松井田町五料2863番地３
債務者　猿谷　志昌
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第９４号
千葉県山武市木原227番地97
債務者　阪本　孝仁
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５２号
千葉県銚子市三崎町１丁目176番地の１　山口アパートＣ
債務者　岩瀬　哲也
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第３３０号
愛知県江南市古知野町朝日25番地　第２よしいビル201、住民票上の住所愛知県刈谷市野田町吹戸19番地43　ダイアパレス東刈谷902号
債務者　内藤　芳子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６３号
三重県松阪市郷津町179番地４　コーポ郷津２Ｆ１号
債務者　久世　宜親
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第３２４６号
大阪府茨木市太田２丁目８番23号ビスタ太田Ｂ―206号
債務者　川中　　誠
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４９７号
大阪府八尾市植松町６丁目４番22―202号
債務者　太田　憲男
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４９８号
大阪府八尾市植松町６丁目４番22―202号
債務者　太田由美子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１５８号
大阪府門真市御堂町９番14号　第２アーバンコート208号
債務者　松平成基こと　李　　成基
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２２７号
大阪市淀川区塚本５丁目９番14号
債務者　川口　　進
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３５４号
大阪府門真市五月田町38番28号
債務者　貫名　博文
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４６３号
大阪府八尾市黒谷５丁目164番地の18、前住所大阪府八尾市黒谷４丁目139番地の16
債務者　藏園　和行
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４６４号
大阪府八尾市黒谷５丁目164番地の18、前住所大阪府八尾市黒谷４丁目139番地の16
債務者　藏園　美之（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部